命より大切な契約はない

東大阪セブン-イレブン事件

加苅　松本さんが、セブン-イレブンのオーナーとなることを選んだきっかけはなんだったのでしょうか？

松本　以前は工務店を営んでいたのですが、たまたまコンビニオーナー募集のチラシを見て説明会に参加しました。説明会では、「自分の裁量で休日を取ることができ、オーナーの中には年に何度も海外旅行に行く人もいますよ。」と生活に余裕をもって店舗経営をすることができると説明されました。妻と相談し「自分の店をもって自由に働くのも悪くないだろう」と考え、コンビニオーナーとなることを決めました。

加苅　経営者として一定の裁量をもって働くことができる点に魅力を感じたのですね。実際の働き方はどうだったのでしょうか。

松本　「24時間365日無休営業」というルールが大きな負担でした。働き手が不足し、人件費も上昇する中、私と妻が交替で店に立ち続けなければならず、夫婦すれ違いの生活となりました。利益を出すために、経営者夫婦には出勤について裁量などありませんでした。

加苅　2019年2月1日から時短営業を実施したのは何故でしょうか。

松本　2016年に妻にガンが見つかりました。妻にはゆっくり休んで欲しかったのですが、24時間営業の負担が重くのしかかり、手術後も店に立ち続けてもらいました。無理がたたったのか、ガンが再発し、2018年5月に亡くなりました。亡くなる直前に病院の喫茶店でモーニングを食べた際、妻が「こんなん出来るなんて夢みたい」とつぶやいたことが今でも忘れられません。コンビニオーナーとなったことを後悔しました。この経験から「命より大切な契約はない」と考えるようになり、本部に対して24時間営業の中止を何度も求めましたが、「契約書にかいてあるから」の一点張りで協議することもできませんでした。私も従業員も限界を迎えたため、やむを得ず時短営業を実施しました。

加苅　松本さんの時短営業の実施がマスコミでも大きく取り上げられ、24時間営業を見直すべきとの世論が広がりました。このことがきっかけとなり、本部より時短営業の試験的導入などが発表されましたね。

松本　はい。全国のオーナーから、励ましや共感の声を電話やお手紙でいただきました。私は、全国のオーナー達も本部に対して不満をもっているが、契約の解消を恐れて声を上げることができていないのだと気付きました。このままでは、「オーナーをめぐる状況は改善されない。私のように大切な命を失ってしまう人がでてきてしまう」と考え、私が全国のオーナーの声を代弁し、マスコミを介した発信を続けることを決めました。

しんぶん赤旗提供

加苅　その後、松本さんは、コンビニオーナーも年に一度くらいは休業する選択肢が認められても良いのではないかと考え、元日休業する意向を公にしたところ、本部より2019年12月31日付けでフランチャイズ契約を解除すると通知されたのですね。

松本　はい。本部はクレームが多いことなどを理由にあげていますが、これらは口実に過ぎず、本音は元日休業の影響を拡大させないことにあったのではないかと疑わざるを得ません。現在、解除の無効を争い裁判が続いていますが、この裁判を通して、全国のオーナー達に声を上げても大丈夫だということを伝え、励ましたいと考えています。

加苅　私も、この事件を解決するのはもちろんのこと、本部と全国のコンビニオーナーが互いに協力しあえる体制となることを目指して頑張りたいと思います。

2019年2月に時短営業をオーナーの松本実敏さんが、同年12月31日にフランチャイズ契約を解除された。松本さんは、契約解除の無効を争い、大阪地裁に提訴しました。大阪法律事務所から加苅弁護士が弁護団に参加しています。

松本 実敏さん

加苅 匠 弁護士

コンビニオーナーをめぐる問題と「雇用によらない働き方」

公取委が実施したコンビニ実態調査でも、コンビニオーナーの過酷な状況が明らかとなりました。フランチャイズ契約は事業者間の契約であるとされながら、オーナー側は本部から契約を解除されることを恐れて、24時間営業の強制など本部の不当な要求を受け入れざるをえない実態があります。

同じような問題は、ウーバーイーツの配達員や「業務委託」運転手など、近年増加している「雇用によらない働き方」でも起こっています。発注者（雇い主）と受注者（働く者）の力関係に差があることが原因で、発注者が契約内容を一方的に変更したり、適切な報酬を支払わなかったり、取引内容について交渉に応じることすらしない、といった事例が報告されています。

このような行為は、「優越的な地位を濫用した不当な取引」として独占禁止法により禁止される場合もありますが、十分なものではありません。

そのため、最近では、雇用によらずに働く人たちが労働組合（ユニオン）を結成し、発注者に交渉を求める取組みが注目を集めています。労働組合には憲法28条で団体交渉権が保障されており、使用者は交渉を拒むことができないので、発注者を動かすための大きなプレッシャーとなります。

セブンイレブンやファミリーマートなどのコンビニオーナーで結成された労働組合が、本部に交渉を申し入れ、本部がこれを拒否したので労働委員会に救済申立をした事例は大きく報道されました。ウーバーイーツの配達員らが結成した「ウーバーイーツユニオン」が、ウーバー本社に対し、配送中の事故に対する補償を求めた結果、一定の補償制度がつくられたという成果もあがっています。

このような取組みは、他の業種にも広がっています。弁護士が労働組合の設立に関わった事例も多数ありますので、「自分たちの働き方を変えたい！」とお考えの方はお気軽にご相談ください。

（弁護士　加苅　匠）